平成２６年（フ）第６２１号
さいたま市緑区芝原３丁目６番地29
債務者　市野　忠雄
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６２２号
さいたま市緑区芝原３丁目６番地29
債務者　市野　慶子
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６２７号
埼玉県川口市青木１丁目６番１―406号　青木町公団
債務者　大川　聖仁
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６５号
埼玉県三郷市新和４丁目201番地１　新和ハイツ５号室
債務者　中村　正吾
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
埼玉県入間市東藤沢６丁目23番14号　メーゾン狭山ヶ丘308、前住所埼玉県入間市大字下藤沢176番地１　サンクレイドル705
債務者　中島　伸治
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２７９号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1508番地２　県営鶴ヶ島すねおり団地２―201号
債務者　前山智枝子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３６号
岩手県奥州市胆沢区小山字尼沼36番地１　ルグランＡ―３、前住所岩手県奥州市前沢区白山字舘67番地１
債務者　鈴木　里見
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第３７号
岩手県奥州市衣川区古戸64番地18
債務者　佐藤かおる
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第３８号
岩手県奥州市江刺区豊田町２丁目２番８号　シャーメゾン・クラヴィエ101号室、前住所岩手県奥州市江刺区愛宕字池向361番地
債務者　菅野　仁
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第２６４号
埼玉県所沢市北所沢町2076番地の８、申立時の住所埼玉県所沢市大字牛沼342番地の28　サンクレイドル航空公園501
債務者　川上　和雄
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２７２号
埼玉県狭山市鵜ノ木４番30号
債務者　三浦　明美
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４１号
埼玉県羽生市東１丁目１番28号　ラフォーレ・モンターニュⅡ201
債務者　工藤　和枝
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１５０号
神奈川県厚木市上依知214番地６
債務者　馬場　　修
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２０６号
神奈川県伊勢原市板戸244番地の11　アルブル３番館105号
債務者　今松　朱美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第５０号
三重県多気郡明和町大字上村1644番地４　ダンケタカミヤⅡ棟Ｑ号室
債務者　小久保裕徳
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２６号
京都府亀岡市千代川町北ノ庄東谷５番地１
債務者　伊藤さよ子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
京都府京丹後市大宮町河辺3428番地
債務者　塚田　源治
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
京都地方裁判所宮津支部